

自動車安全特別会計への繰り戻しに関する意見書

自動車損害賠償保障制度は、自動車ユーザーの支払った保険料から成るもので、不幸にして交通事故の被害に遭った方々の救済を確かなものとするための、世界に誇れる共助の仕組みである。

しかし、保険料から交通事故被害者への支援を中心とする交通事故対策のために積み立てた資金が、自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れられたままとなっており、いまだに6169億円が繰り戻されていない。

平成29年12月18日、麻生太郎財務大臣と石井啓一国土交通大臣は、本件に関する大臣間の覚書を更新し、繰り戻し期間を従来の7年から4年に短縮するとともに「被害者等のニーズに応じて、被害者保護増進事業等が安定的、継続的に将来にわたって実施されるよう十分に留意」等の文言を新たに追加し、平成30年度予算において、一般会計から自動車安全特別会計に23億2000万円の繰り戻しを実施することとした。しかし、自動車安全特別会計の運用益によって実施される被害者救済及び事故防止対策の事業は、現在の積立金の運用益のみでは財源を賄えず、毎年100億円近くもの積立金を取り崩して実施しており、今後の事業の持続可能性を大きく毀損されかねない状況になっている。

2016年に交通事故死者数が3000人台まで減少しつつも、重度後遺障害者数は2000人弱で横ばいの状況が続いている。自動車ユーザーのみならず、全ての国民が安心して移動の自由を享受できる社会を持続していくためにも、さらなる事故防止対策とともに、後遺障害が残る方々の回復に向けた一層の施策の充実が極めて重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れられている6169億円の繰り戻しを大臣間の覚書のとおり履行すること。
- 2 交通事故の被害者が将来にわたって安心して生活することができ、被害からの回復が可能となるよう、また、交通事故による被害者の発生を少しでも減らすことができるよう、被害者救済や事故防止対策のさらなる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月19日

名　古　屋　市　会

衆議院議長
参議院議長
内閣總理大臣
總務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛(各通)